

令和5年度 みどり保育所 自己評価

《評価について》

評価をするにあたっては、以下のような基準で評価を行います。

◎…理想的な状況にある状態

○…通常行われている状態

△…一部改善・あるべき姿に到達していない状態

I 子どもの発達援助

I-1 子どもの発達援助と保育内容

項目	評価の根拠等	評価
【1】保育計画が、「保育の内容に関する全体的な計画」と「保育の基本方針」に基づき、さらに地域の実態等を考慮して作成されている。	<p>■各クラスの保育計画は、当園の「全体的な計画」と「保育の基本方針」に基づき、前年度の自己評価を踏まえて作成した。また、地域の状況や近隣の方との関わりを大切にしながら、計画に沿った保育に努めた。</p> <p>■園の前方が分譲住宅地になったことも踏まえ、車の運転マナーへの配慮や、子どもの泣き声・大きな声などへの注意を、保育の内容や保護者への地域理解、お願い事項にも取り入れている。</p>	◎
【2】指導計画の自己評価を定期的に行い、その結果に基づき指導計画を改定する。	<p>■週案・月案や各事業ごとの自己評価を定期的に行い、その振り返りを次の計画づくりに生かすようにした。</p> <p>■「月案・週案」は園Sienシステムから確認できるようになり、改善につながっている。</p> <p>■保育士による「個人の自己評価」及び「不適切保育に関するセルフチェック」を実施し、次年度につなげる準備を進めている。</p>	◎
【3】子ども一人ひとりへの理解を含め、受容しようと努める。	<p>■ありのままの子どもの姿を一人一人受け止め、必要に応じてできるだけ個別に関わるなど、丁寧な対応に努めた。</p> <p>■特に2歳児・3歳児・4歳児・5歳児のクラスには、個別的な配慮を必要とする子どもが一定数おり、クラス運営に困難が生じる場面もあった。しかし、できる限り子どもの理解と受容に努め、子どもの主体性や個性を尊重し、成長しようとする意欲を支える保育の実践に努めた。</p>	◎
【4】子どもが自発的に活動できる環境を整備する。	<p>■あそびの中での子どもの姿を見守り、より自発的に生き生きとあそべるよう、遊具の用意や遊び・活動の場の設定、環境整備に努めた。しかし、自由遊びの時間には室内外で騒いだり走り回ったりする様子が見られたため、落ち着いて遊びに集中できる工夫を継続している。また、『声メーター表』を掲示し、普段の声の出し方を自分で考えられるような指導にも取り組んだ。</p> <p>■主体性・持続力・達成感などの非認知能力が遊びの中で育まれるよう、各クラスでコーナー保育の見直しや発展に向けた環境デザインを行った。しかし、環境構成が十分に発展しきれないクラスもあったため、今後も継続して取り組む課題である。</p>	○
【5】基本的な生活習慣などに関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応する。	<p>■子ども一人一人の発達過程を把握し、家庭の状況にも配慮しながら、年齢に応じた基本的な生活習慣が身につくよう発達援助に努めた。また、家庭との連携においては、離乳食などについて保育園が「先走り」せず、まず家庭から始められるよう意識的に援助を行った。</p> <p>■「排泄の自立」については、2歳児クラスの年間目標とし、保護者との情報交換や個別指導を進めたが、3歳児クラス進級時点でもオムツを使用している子どもがいるため、今後も家庭と連携しながらトレーニングを継続していく予定である。</p>	○
【6】身近な自然や社会と関わるような取り組みをする。	<p>■周りの自然や社会との関わりを意識した計画と実践に努めた。近くの総合公園への園外保育や近所の散歩だけでなく、中庭の季節の移ろいや屋上からの夕焼けなど、身近な自然を感じ取る力を育むことを重視した。</p> <p>■バスや公共交通機関の利用、近所のスーパーでの買い物など、多面的な活動については、年長組ができることから段階的に取り組んでいる。</p>	◎
【7】さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮する。	<p>■日頃の遊びや行事を通して、子どもたちが様々な表現活動に思い思いに取り組めるよう努めた。「自発的活動の環境整備」とも関連するが、表現活動としての遊びを子どもが自主的・自由に体験できる保育の充実が、今後も引き続き追求していく必要がある。</p>	◎

<p>【8】遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮する。</p>	<p>■子ども同士のぶつかり合いは、できる限り見守り、自分たちで解決できるように働きかけた。特に最近の子どもの傾向として、保育士への「いいつけ」や大人を頼りすぎる傾向が見られるため、年中・年長児には意識的に、自分たちで問題の原因や解決策を考えさせ、「相手の立場に立って」行動する経験を重ねさせた。今後も「思いやり」や問題解決・調整などの「折り合いをつける力」をさらに育む必要がある。</p>	<p>◎</p>
------------------------------------	---	----------

I-2 特別な支援を要する子供への対応

<p>【1】行政関係との連携を図り、環境を整備し、勉強会等で最善の保育の内容や方法を検討する。</p>	<p>■今年度も、2～5歳児クラスの複数の園児について、市の「発達支援室」担当者による巡回相談等を積極的に受け、特別支援を必要とする子どもへの対応を行った。また、園内研修などを通して担任以外の保育士とも情報を共有し、共通の保育指導ができるよう努めた。 ■「発達支援室」の巡回相談は、保育士への相談という点では一定の効果が見られるが、保護者への対応については割合が不明確で、具体的な問題提起が少ないため、十分な効果が得られているとは言えない。今後はこの点を課題として改善していく必要がある。</p>	<p>◎</p>
---	--	----------

I-3 長時間保育の配慮

<p>【1】長時間にわたる保育の環境を整備し、保育の内容や方法を配慮する。</p>	<p>■午後4時以降の保育は、担任以外の保育士になることもあるため、極力不安を持たせないよう配慮をし、伝達・引継ぎを徹底した。 ■0・1・2歳児については少人数のグループ保育にし、できるだけ園児が生活的にも情緒的にも安定・安心できるよう努めた。 ■夕方の保育内容や環境設定についても、室内・1階2階デッキ・中庭・ホール・屋上など、クラスで連携しながら活用し、長時間保育園で生活する園児(保護者)の満足が得られる様工夫した。</p>	<p>◎</p>
<p>【2】職員間の連携を密にして、安全な保育を心掛け、保護者に連絡事項などを正確に伝え、しっかり引き渡す。</p>	<p>■朝の各時間帯や午後4・5・6時に「引き継ぎ」を行い、口頭だけでなく「連絡ノート」や「メモ」等で保護者への連絡事項などを正確に伝えられるようにした。</p>	<p>◎</p>

I-4 環境・衛生管理

<p>【1】子ども達が心地よく過ごすことができる環境を整備する。</p>	<p>■園舎を「心地よく」清潔・衛生的に過ごせるよう、引き続き環境の設定とあそび・生活の工夫を行った。 ■園舎内の清掃や整理整頓についても、普段から配慮するよう園長や主任から指示を出し、励行に努めた。 ■今後も、毎月行っている「環境安全チェック」を利用して常に環境整備を見直し、園児の安全への自覚と責任を持っていきたい。</p>	<p>◎</p>
<p>【2】集団生活の場という認識を持ち、保護者との連携をしっかりと保ち衛生管理に努める。</p>	<p>■衛生管理については、感染症予防の観点からも、保護者に「集団生活の場」であることを意識してもらうよう努めた。登園時の健康観察では「爪切りチェック」を行い、金曜日には衛生管理上、布団類や上履きの持ち帰りを実施した。 ■幼児には衣服をきちんと畳むなどの生活管理指導を行った。 ■保護者との協力・連携に関しては、着替えの用意などで個別対応が必要な場合もあり、課題となる家庭には引き続き対応を継続した。</p>	<p>◎</p>

I-5 健康支援

<p>【1】登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどに沿い、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施する。</p>	<p>■登園時の「健康観察」を一層確実にし、受け入れ時の情報交換や連絡帳の確認などを通して、園児一人一人の健康状態を把握し、保育に活かした。特に新年度の「SIDS」への対応は細心の注意を払い、0～2歳児については年齢に応じた時間を設定して「午睡チェック」を実施・記録し、防止策や万が一の場合の早期発見に努めた。保育中に体調を崩した園児には、保護者の協力を得ながら適切な対応を行った。 ■幼児クラスにおいても、全体でのチェックを15分間隔で行い、特に注意が必要な子どもは個別に確認するなど、健康管理の徹底に努めた。</p>	<p>◎</p>
<p>【2】検診(内科・歯科)の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映する。</p>	<p>■入園児健診および前期・後期の健診結果は、しっかり保護者に伝え、保育士・職員にも伝えて健康に関する情報を共有できるようにした。特に「肥満傾向」の園児に対しては保護者との連携のもと給食の「お代わり」などには適切に対応した。 ■また「歯科検診」は園医から保護者向けに「歯科治療のすすめ」のコメントを用意していただき、歯の健康や予防、万が一の場合の病院の選び方についてもアドバイスをもらい健康支援に役立てた。</p>	<p>◎</p>

<p>【3】感染症発生時はマニュアルに沿って、発生状況などを保護者に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■厚生省の「保育園における感染症のガイドライン」に沿って対応した。インフルエンザについては、登園停止の日数の数え方についても徹底して、保護者の協力も得て感染の広がりを防いだ。 ■「ノロ」や「ロタ」などの「登園許可証」が必要でない感染症も、掲示等で感染児数や対処方法を知らせ、『登園届書』の提出を徹底して流行を抑えるようにした。 ■新型コロナウイルス感染防止対策も引き続き徹底に努めた。 	◎
---	--	---

I-6 食育

<p>【1】食育を通して、子どもたちが食事を楽しむことができる工夫をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ランチルームでの食事が落ち着いておいしく食べられるよう、テーブルの数や席の配置を見直した。その結果、食事の時間も早めに落ち着き、みんなが食べ終わるようになってきている。(コロナ禍での食事の仕方も身についてきている) ■乳児についても「グループ単位の少人数給食」への方向転換を進めているところである。 	◎
<p>【2】子どもの食生活を充実させ、家庭と連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■離乳食については、クラス説明会の際に初期～完了期までの様子を写真で保護者に提示するようにした。 ■「よもぎもち」や「七草がゆ」などの伝統食は年長児も参加して作り、食文化の継承に努めた。 ■給食のサンプルメニューをフォトフレームで掲示し、親子で一緒に見ながら会話が弾むよう工夫している。 	◎
<p>【3】食物アレルギー、離乳食など、個別に配慮をして食事を提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■食物アレルギーの園児には、医師の「アレルギー除去食指示書」に基づき、代替食を提供するようにした。保護者には年1回または半年ごとに検査を受け、内容の見直しをしてもらうようにした。 ■また、アレルギー児に誤った給食が配膳されないよう、対策を徹底した。毎朝の給食数ボードの記入時には、担当保育士と給食職員が「除去児」の名前や出欠を確認し、普通児と食器を分ける、個別にカラーの名前シールを貼るなどの注意を払うようにした。さらに、園内研修で事故防止策を共有し、できる限りの安全対策を徹底するようにした。 	◎
<p>【4】野菜栽培やクッキングを通し、食べ物に感謝する気持ちを持ち、自分から好き嫌いをなく食べる気持ちを培う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■あおぞら広場やプランターで野菜や果物の栽培を行い、収穫した野菜を給食室で調理してもらい食べるようにした。また、衛生面に注意しながら園児ができる工程(ラップで包むなど)を自分で体験できるようにし、食べ物への興味や感謝する気持ちを培うようにした。 ■年長児はサツマイモの収穫や洗うまでの下準備を経験し、給食室でサツマイモチップスを調理してもらい食べるようにした。さらに、チームに分かれて材料の買い出しから調理まで楽しむ経験も大切にしたい。 	◎

I-7 子どもの人権尊重

<p>【1】子どもの人権に配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■職員は、『子どもを中心に』という当園の基本理念、及び『子どもの最善の利益』とは何かを常に念頭に置き、遊びや生活・行事などを考え、計画し取り組むようにつとめた。 ■引き続き子供の人権に十分配慮するとともに、昨今マスコミに取り上げられている「乳児・幼児虐待」についても、常にアンテナを張り、緊張感をもって職務にあたりたい。 	◎
<p>【2】文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるように配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■外国籍の園児や保護者に対しても丁寧に接し、国籍や文化の違いにより差が出ることはないよう、園生活を楽しく過ごすことで、共通性・平等性を感じられるよう努めた。 ■外国籍の保護者とは、複雑な内容等については翻訳機を利用したり、通訳の方に入ってもらい等、コミュニケーションを密に取れるよう配慮した。 	◎

II 子育て支援

II-1 保護者への支援

<p>【1】懇談会など話し合いの場を設け、子どもの発達や育児などについて、保護者と共通理解を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■今年度も各クラスで個人面談を実施した。子どもの成長した点や家庭での様子との違い、困っていることや解決の参考例を明らかにし、育児不安の軽減に努めた。 ■離乳食・排泄・生活リズムなどについて共通点を見出しながら情報交換を行い、保護者との共通理解を図った。 ■年長児については、就学相談が必要と思われる園児の保護者と早い段階で面談を行い、園での様子や課題を伝えつつ、就学相談へのアプローチを進めた。 	◎
<p>【2】一人ひとりの保護者と日常的な情報交換や、個別相談を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■登園時の「健康観察」や「連絡帳」を使って健康状態を含む情報交換を徹底し、降園時には園児のエピソードや成長の場面を話したり、小さな怪我でも報告を徹底した。 ■個別面談を実施し、細やかな情報交換で信頼を積み上げ、保護者の小さな不安や相談事をいつでも保育士に話してもらえるように配慮した。 	◎

【3】家庭の状況や保護者との情報交換の内容は必要に応じて記録する。	<ul style="list-style-type: none"> ■情報交換の内容は、当該クラスの「クラスノート」や「業務日誌」に記録し、個人の詳しい記録は園-Sien「個別記録」に記録した。乳児(0・1歳児)クラスのノートは複写式とし、保護者と園(クラス)の双方で共有・保管することで、情報を確実に伝え、記録として残すようにした。 	◎
-----------------------------------	---	---

II-2 苦情処理

【1】保護者が相談や意見を述べやすい環境を設備する。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者会の総会や各回の役員会で意見を聞く等、保護者の要望を聞いた。 ■行事や保育についても意見や相談が言えるよう日常的に配慮し、また個別相談については必要に応じて個室の「子育て支援室」を用意するなど、環境にも配慮した。 	◎
【2】苦情解決の仕組みを確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ■第三者委員の名前を、常に玄関掲示板に掲示し、入園式や説明会でも苦情解決の仕組みについて説明をし、周知を徹底している。また洋服など持ち物の間違いや個人的な勘違いに基づく小さな「苦情」にも丁寧に対応した。 	◎

II-3 要保護児童への対応

【1】虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く。	<ul style="list-style-type: none"> ■毎日の登園時の健康観察や「体位測定」の際、子どもの体に傷やアザがないか等、細心の注意を払って早期発見に努めている。 ■特に母子家庭の子どもや、虐待の可能性が心配される家庭の子どもについては、情緒的・精神的な面にも引き続き注意を払った。 	◎
【2】虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所等の関係機関に通報する体制が整っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■通報体制は整っている。昨年度に引き続き、養育環境に関して児童相談所や市の担当者と情報交換を行い、連携しながら園児を見守っている。 ■通報は市の保育課を通じて連絡され、毎日の健康観察や日常の様子を確認しながら対応している。 	◎

II-4 在宅子育て家庭への支援

【1】地域の福祉ニーズに基づく事業・取り組みを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育て保護者のために「一時預かり保育」、毎週月曜日の「園庭開放」や、園見学・保育相談などを実施した。 ■「つと広場」とも連携して当園の施設や事業の案内をする等、保育園をより身近に感じてもらおうとしている。 ■開放保育利用者には分園の紹介などもアピールした。 ■連携保育園の2歳児と職員が本園を訪れ、園内見学や園庭での遊びを通して交流を行い、情報交換も行った。また、地域の子育てサークルには保育士も積極的に参加している。 	◎
----------------------------	--	---

III 地域との連携

III-1 小中学校との連携

【1】小・中学校との間で連携を図り、交流がもてるように計画、実践、話し合いを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ■小・中学校の「職業体験」には積極的に協力し、受け入れを行った。年長児は3月に「体験入学」を兼ねた「小学校体験ツアー」を計画し、校内や授業の見学などを体験した。体験のねらいや振り返り(育てたい10の姿に基づく)は記録に残し、次年度に活かしていく。この経験は小学校との連携を深めるとともに、卒園児にとっても非常に意義深いものとなった。 ■小学校との情報交換も積極的に行い、卒園児の「保育要録」は3月に小学校へ郵送した。 	◎
---	---	---

III-2 地域との交流・保育実習・ボランティアの受け入れ

【1】地域との関係を大切にする。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の信頼を得るために、自治会関係者はもちろん、近所の方への挨拶(行事前やお散歩)等、関係作りを行った。 ■昨今「保育園迷惑施設」の議論もあるため、保護者への自覚と協力を呼びかけつつ、送迎時も含めた環境整備に配慮した。引き続き、駐車場でのマナーについても保護者に呼びかけていく。 	◎
------------------	---	---

【2】地域の福祉の必要性に基づき、事業・活動を行う。	■一時預かり保育・園庭開放・子育て相談・園児学の受け入れ等を積極的に行った。	○
【3】保育実習生やボランティアを積極的に受け入れる。	■中・高校生や短大生などの保育ボランティアや保育実習の希望者は、基本的に全員受け入れた。今年度も、保育学生の「ふれあい体験」を積極的に受け入れるよう努めた。 ■若い生徒・学生は乳幼児と関わる機会がほとんどない現状を踏まえ、昨年度に引き続き、意識的にその機会を提供するため、希望者全員を受け入れた。	◎
【3】関係機関との連携を適切に行う。	■行政機関(保育課・発達支援室・保健所・児童相談所・教育委員会・小学校)や地域の民生児童委員、公民館の子育て広場などとの連携を適切に行った。 ■発達支援室や母子通園施設の園訪問も積極的に受け入れ、必要に応じて連携や情報交換を行った。	◎

IV その他

IV-1 保育の説明責任

【1】基本理念や保育方針を利用者等にわかりやすく伝える。	■保育園の基本理念・保育方針は玄関に掲示するとともに、「園生活のしおり」や「パンフレット」で利用者へ示し、入園時に説明している。 ■懇談会や個人面談でも基本理念や保育方針を伝え、さらに「クラスだより」などを通して、各クラスの保育目標や課題、園児の取り組み状況や成長の様子をわかりやすく伝えるよう努めている。	◎
【2】利用者が意見を述べやすい体制を確保する。	■保育方針や内容について、利用者が意見を述べやすいように「意見・要望」の受付担当者を常に掲示している。また、入園の際には入園説明会や「入園のしおり」などで説明し、意見や要望を述べる場、窓口を開かれたものになっている。また、園児学も積極的に実施している。	◎

IV-2 個人情報保護

【1】利用者のプライバシー保護に努める。	■年度初めに「利用者のプライバシー保護」について全職員で確認し、守秘義務を徹底した。プライバシーに関わる書類等は、第三者の目に触れないよう注意を払い、保管は鍵のかかる場所に限定した。 ■情報媒体の管理についても共有化を図り、園外への持ち出し禁止や鍵のかかる場所での保管を徹底した。特に卒園児の「保育要録」については、細心の注意を払って取り扱った。	◎
【2】遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行う。	■個人情報保護に関するコンプライアンスについては、職員に法令遵守の姿勢を徹底させるとともに、実習生やボランティア学生にも守秘義務の重要性をしっかりと伝え、徹底した。卒園児の「保育要録」を送付する際も、個人情報保護に十分配慮した。	◎

IV-3 組織経営

【1】保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。	■日々の打ち合わせ、毎月の職員会議や園内研修等により、伝達事項を共有した上で、問題点やさらに質を向上させたい点等を職員間で話し合っている。	◎
【2】運営改善の課題について把握し、計画的な取り組みを行うとともに、定期的に検証、見直しをしている。	■運営の改善や課題を園長・主任会議などで把握し、職員会議や園内研修に反映している。 ■職員のスキルアップ向上を目的に、研修計画を組んでいる。それらの効果を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行っている。	◎
【3】情報公開及び発信を積極的に行っている。	■入園時に『園のしおり(重要事項説明書)』を配布し、園の方針等を周知している。 ■園だよりや園-Sienシステム、また園内掲示板を使い、日々の様子や連絡事項を周知する。 ■HPを通し、ブログで園児の様子を伝えたり、ログインが必要な「保護者専用ページ」を設け、保護者のみに必要な情報を提供している。	◎

IV-4 研修

<p>【1】職員の資質の向上を図るために、年間の研修計画をつくる。</p>	<p>■今年度も年間研修計画に基づき、園内外の研修を実施した。 ■園内研修では、園で課題となっていることや新たに学ぶ必要がある内容を選定し、オンライン教材を用いて全職員が共通理解できるように行った。視聴後は各グループで話し合い、振り返りシートに感じたこと・学んだこと・保育への活かし方を記入し、学びを深める工夫をした。 ■園外研修では、特に若手保育士のスキルアップを目的に、『障がい児保育』などの連続講習や野外体験を含む実践研修、キャリアアップ研修などに計画的に参加させた。 ■キャリアアップチーム(幼児)は事例を挙げ、1年間の関わりや成果、次年度への課題をまとめて発表した。</p>	◎
<p>【2】組織としての個々の職員の状況を加味し、できる限り全職員が研修に参加する。</p>	<p>■担当クラスや経験年数、職員構成における役割を考慮し、研修が意義深いものとなるよう配慮した。 ■今年度も、新任・若手保育士の研修と中堅職員の研修のバランスを考えつつ、中堅・ベテラン職員の組織的役割が共有できるよう、計画的な研修参加に努めた。</p>	◎
<p>【3】研修報告は、レポート等を提出し、打ち合わせ、職員会議など行う。</p>	<p>■園外研修については、職員会議で発表する場を設け、研修報告を行った。 ■研修の内容をまとめたレポートを各クラスに回覧するなどして、新しい知見や情報を職員間で共有した。</p>	○

IV-5 安全対策・危機管理

<p>【1】「環境・安全チェック」など、事故防止に向けた具体的な取り組みを行う。</p>	<p>■危機管理委員が中心となり、安全対策の徹底に努めるようにした。 ■毎月「環境・安全チェック表」に基づき、遊具・教具・備品・施設環境・防災器具などのチェックを行った。不具合や不備があった場合は、補修や業者への修理依頼を行うようにした。 ■「環境・安全チェック」は基本的に定着しており、大きなケガや事故を防いでいるが、若干マンネリの傾向も出てきている。月ごとの担当者が自覚を新たにし、各箇所の点検に責任を持つことの重要性を再確認する必要がある。</p>	◎
<p>【2】保育の中で事故につながりそうなケースはヒヤリハットに記録し、職員全体で話し合い周知する。必要に応じて環境整備を行う。</p>	<p>■今年度も「ヒヤリハット」の報告・記録を重点の一つにして取り組んだ。事故につながりそうなケースが起きた際や発見した場合は、個人であれクラスであれ記録にまとめ、報告・共有するようにした。また、打ち合わせで速やかに職員・保育士に伝え、事故を防ぐための情報共有を徹底するようにした。 ■園児の怪我や事故が起きた場合も、小さいケースであっても事例から教訓を明らかにし、再発を防ぐよう努めた。</p>	◎